

建設業許可申請の手引 変更

平成 29 年 度 (第 2 版)

知事及び大臣の新規・追加・更新・変更に関する書類の受付

1 場 所 〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1
東京都都市整備局市街地建築部建設業課 (代表) 03-5321-1111
都庁第二本庁舎 3 階南側

知事の更新・変更 (決算報告等、許可要件に関わらないもの)
大臣の新規・追加・更新・変更

【相談】(内線) 30-657, 658, 659

【審査窓口】(内線) 30-690, 30-692, 30-693, 30-694, 30-695

※ 大臣の確認資料及び審査内容に関する相談は関東地方整備局へ (巻末参照)

知事の新規・追加・変更 (許可要件に関わるもの)

【相談】(内線) 30-657, 658, 659

【審査窓口】(内線) 30-661, 30-662, 30-666, 30-671

(許可通知書に関するお問合せは (内線) 30-652へ)

2 時 間

午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00

※ 新規の申請は午前 9 : 00 から午前 11 : 30 まで、
午後 1 : 00 から午後 4 : 00 までをお願いします。

※ P16 の手数料が発生する申請に関しては、早めの時間に
御来庁願います。

初めて申請する場合は、原則として建設業課内の相談コーナー
で予備調査を受けてください。(内線) 30-657, 658, 659

時間 午前 9 : 30 ~ 11 : 30

午後 1 : 00 ~ 4 : 30 (申請に関しては午後 4 : 00 までをお願いします)

東京都都市整備局市街地建築部建設業課

は　じ　め　に

この手引は、建設業の許可を受けようとする方及び変更届を提出する方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続などを簡明にまとめたものです。法律の趣旨を十分御理解の上、この手引を参考に手続を行ってください。

なお、申請用紙の記入漏れや添付書類の不備があった場合、提出書類を受付できないことがあります。受付した場合でも、取下げや却下処分を行わなくてはならないことがあります（登録免許税を除き、手数料は返却できません）。提出書類や添付書類に虚偽や不正があった場合は、法律により処罰されますので注意してください。

国土交通大臣許可については、東京都では形式審査（申請書類等が整っているかどうかのチェック）のみを行い、国土交通省関東地方整備局が審査を行うこととなります（許可申請書やその他法令で定められている提出書類（法定書類）を東京都の窓口を持参し、確認資料は、申請後1週間以内に国土交通省関東地方整備局へ直接送ってください）。

詳細は、別途国土交通省関東地方整備局のホームページ（<http://www.ktr.mlit.go.jp/>）を御覧ください。

申請手続の代理については、法律で行政書士又は弁護士に限られています。これら以外の方が、業としてこれを行うことはできません。

（提出の際、身分証明書の提示を求める場合があります）

「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び「建設業許可事務ガイドライン」を基にまとめました。

（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000192.html）

注意

- ・決算報告を郵送する場合、法人番号を確認する資料（法人番号の指定通知書の写、国税庁法人番号公表サイトの当該画面の写）を同封してください。
- ・個人の確定申告書・特別徴収税額決定通知書等の写を添付書類として提出する場合、既に記載されているマイナンバー部分の消去（マスキング等）をしてからコピーをお願いいたします。

目 次

《Ⅰ 建設業許可の制度》

1 建設業法の目的	1
2 建設業の許可と種類	
(1) 建設業とは	2
(2) 許可を必要とする者	2
許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）	2
(3) 許可の種類	2
(4) 建設工事と建設業の種類	3
3 営業所の要件	6
4 建設業の許可区分（一般建設業と特定建設業）	7
(1) 下請契約金額の制限	7
(2) 専任技術者について	7
(3) 財産的基礎について	7
5 許可の有効期間（5年間）	7
6 東京都知事に係る建設業許可の基準（許可を受けるための要件）	8
(1) 「経營業務の管理責任者」の要件	10
(2) 「専任技術者」の要件	10
(3) 「誠実性」	11
(4) 「財産的基礎等」（一般建設業の財産的基礎と特定建設業の財産的基礎）	11

《Ⅱ 建設業許可の申請》

1 許可申請の手続	
(1) 手続の流れ（新規申請予約制度）	12
(2) 提出場所	12
(3) 提出窓口	12
(4) 受付時間	12
(5) 処理期間	12
※新規申請で予約する場合のフロー図	13
※新規申請予約方法の詳細	14
(6) 更新申請の受付期間	15
(7) 提出部数及び提出方法	15
(8) 許可の通知	15
(9) 許可申請の手数料	16
(10) 許可の一本化（許可の有効期間の調整）	17
(11) 許可申請の取下げ及び登録免許税の還付	17
2 許可申請書、添付書類及び確認資料一覧	
(1) 建設業許可申請書類、添付書類一覧（別とじ用書類は(2)参照）	18

(2) 建設業許可申請書類、添付書類一覧（別とじ用）	18
(3) 確認資料等	19
3 提出書類のとり方	21
別とじ用表紙	22
4 申請書類記載例	25
(1) 建設業許可申請書（様式第一号）	25
(2) 建設業許可申請書 別紙一・二(1)・二(2)・三・四	26
(3) 工事経歴書（様式第二号）	28
(4) 直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）	30
(5) 使用人数（様式第四号）	31
(6) 誓約書（様式第六号）	31
(7) 経營業務の管理責任者証明書（様式第七号）	32
(8) 経營業務の管理責任者の略歴書（別紙）	33
(9) 専任技術者証明書（新規及び業種追加・様式第八号）	34
(10) 実務経験証明書（様式第九号）	36
(11) 指導監督的実務経験証明書（様式第十号）	37
(12) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）	37
(13) 国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・様式第十一号の二）	38
(14) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）	39
(15) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）	40
(16) 株主（出資者）調書（様式第十四号）	40
(17) 財務諸表	41
(18) 営業の沿革（様式第二十号）	45
(19) 所属建設業者団体（様式第二十号の二）	45
(20) 健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）	46
(21) 主要取引金融機関名（様式第二十号の四）	46
5 確認資料等（知事許可）	
(1) 経營業務の管理責任者の確認資料（新規・追加・更新）	47
(2) 専任技術者の確認資料（新規・追加・更新）	48
（参考）資格認定証明書（例）	49
（参考）監理技術者資格者証（例）	50
(3) 営業所の確認資料	51
(4) 指導監督的実務経験の確認資料	51
(5) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の確認資料	51
(6) 国家資格者等・監理技術者の確認資料（新規・変更・追加）	51
(7) 営業所所在地案内図	52
(8) 営業所写真	52
※写真撮影要領	53
(9) 健康保険等の加入状況の確認資料	53
(10) 登記されていないことの証明書・身分証明書	56
(11) 役員等氏名一覧表	57

6	コード番号表	
(1)	東京都区市町村コード番号表	58
(2)	専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表	58
(3)	国家資格者等・監理技術者一覧表におけるコード番号表	59
7	技術者の資格（指定学科）表	60
8	技術者の資格（資格・免許及びコード番号）表	62
9	国家資格等についての問合せ先	64
10	解体工事業について	65
	《Ⅲ 許可後に必要な手続》	71
1	変更届、廃業届の提出	72
(1)	変更届	72
(2)	廃業届	75
2	変更届記載例	
(1)	変更届出書（第一面：様式第二十二号の二）	76
(2)	変更届出書（第二面：様式第二十二号の二）	78
(3)	経營業務の管理責任者証明書（変更）（様式第七号）	80
	（経營業務の管理責任者の確認資料）	81
(4)	専任技術者証明書（変更）（様式第八号）	82
	（専任技術者の確認資料）	84
(5)	専任技術者証明書（変更）等の作成具体例	85
(6)	国家資格者等・監理技術者一覧表（変更・追加・削除）（様式第十一号の二）	87
(7)	届出書（様式第二十二号の三）	
	（営業所の廃止・一部廃業に係る経營業務の管理責任者及び専任技術者の削除等）	88
(8)	変更届出書（決算）（別紙8）	89
(9)	変更届出書（別紙8）の訂正について（提出済みの決算報告書を訂正する場合）	90
3	廃業等の届出	
(1)	廃業等の届出要件	91
(2)	廃業届（様式第二十二号の四）	92
4	標識の掲示	95
5	建設業許可証明書発行申込	96
6	建設業許可関係提出書類の閲覧	97
7	建設業許可（東京都知事許可）に関わる変更届等の郵送受付	97
8	申請書類の入手先案内	98
9	都庁第二本庁舎3階フロア案内	99